

公文書不開示決定通知書

投稿日時: 2013年8月11日

8月5日に電話で不開示決定の通知を受け、その2日後に下記の用紙が郵送されてきました。

下記の用紙に加えて、6か月以内に西東京市を被告として処分取り消しの訴えを提起することができるという文書が付いていました。訴えの提起とも思ったのですが、やはり、順を追って、市長宛に異議申し立てをしてからにしようと思います。投票の秘密云々ということでしたので、犬丸勝子さんの開票立会人の方と連名で、異議申し立てをします。自分自身の情報であれば、投票の秘密を守るという話にはならないはずなので。

様式第4号（第3条関係）

25西選第508号
平成25年8月5日

公文書不開示決定通知書

山口 あずさ 様

西東京市選挙管理委員会委員長 西村 誠



平成25年7月29日付けで受理した公文書の開示請求に対して、西東京市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

公文書の開示の可否を決定した日	平成25年8月5日
公文書の件名又は内容	平成25年7月21日執行 参議院議員選挙東京都選出選挙投票用紙
開示しない理由	西東京市情報公開条例第7条第1号、同条第2号及び同条第4号に該当 (理由) 公職選挙法第71条及び公職選挙法施行令第76条で投票用紙は封印の上保存することが規定されており、裁判等で職権による請求があったとき以外は開示いたしません。 また同法52条には投票の秘密保持が規定されており、筆跡等で個人が特定される可能性があり、法を侵しかねません。さらに開示により、投票の秘密が侵されると今後の選挙にも影響を及ぼすおそれがあるため
西東京市情報公開条例第11条第5項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	25.8.7日
事務担当部課	西東京市選挙管理委員会事務局 (電話 042-438-4090)

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、西東京市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。



Like { 11 }



ツイート { 1 }

Share { 11 }

カテゴリ: 参院選 作成者: Rollienne パーマリンク [<http://rollienne.jp/?p=606>]